

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12711

研究課題名（和文）中国における権威主義体制化の手段としての人民代表大会：権力と正統性をめぐって

研究課題名（英文）The Creation of the People's Congress and an Authoritarian Regime in the People's Republic of China: Searching for Power and Legitimacy

研究代表者

杜崎 群傑（MORISAKI, Gunketsu）

中央大学・経済学部・准教授

研究者番号：30631501

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は人民代表大会の開催過程に着目し、中国における三権分立と党の関係、これによって導き出される政治体制と、共産党による「党国体制」=独裁化の実態、およびそのための具体的手段を検討するものであった。
本研究の結果、1940年代前半には中国共産党の根拠地においても分立をより強調するという意味で現在と別の議会制の可能性があったこと、しかしそれにもかかわらず、最終的には中国共産党は社会主義的「理念」に基づく議会制度を選択し、それが現代にまで強く影響を及ぼしていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は人民代表大会・人民代表会議を中心とする三権分立と党の関係、これによって導き出される政治体制、共産党の権力の強靱性と脆弱性の実態を実証的に明らかにし、当時完成された政治制度は、現代中国政治にまで根強く残っており、現代においても中国における民主化を著しく制約している要因の1つと考えられることを明らかにした。
また本研究で収集された貴重な史料は、従来から史料の乏しさと分散さが指摘されてきたが、本プロジェクトを通して、中国の1950年代史研究にとっての確固たる基盤を提供し、アクセスを容易にすることにより、日本の中国研究に多大なる貢献を行うことができるようになった。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the process through which the People's Congress is convened and discusses the precise nature of the Chinese political regime. In particular, this study analyzes the tangible form of the "Party-State regime". This study found that while the Chinese Communist Party (CCP) could have chosen a system with a separation of powers in the 1940s, but the CCP finally chose a parliamentary system based on socialist thought, which continues to influence the modern Chinese political system.

研究分野：中国近現代政治史

キーワード：中国共産党 人民代表会議 人民代表大会 権威主義 正統性

1. 研究開始当初の背景

本研究は、1950年代の中国における「立法 司法 行政」のうち、中国共産党によって正統性調達と権威主義体制構築に利用されてきた立法権 = 人民代表大会に着目し、一次史料と政治学理論の双方を用い、さらに国際的要因も含めて検討することにより、従来ほとんど明らかにされなかった、当時の中国における三権分立と党の関係、これによって導き出される政治体制と、共産党による「党国体制」= 独裁化の実態、およびそのための具体的手段を、人民代表大会の開催過程から検討するものであった。これは、現代中国にまで根強く残る議会制度を中心とした中国政治体制の淵源を実証的に検証するものに他ならず、ゆえに本研究が完成されれば、現代中国ひいては世界の権威主義体制国家がなにもゆえ民主的制度を持ちながら持続していられるのかを明らかにすることができる予定であった。

2. 研究の目的

そこで本研究は人民代表大会制度を研究対象とし、一次史料使用による歴史学的手法と政治学理論を取り入れ、さらに国際的要因も含めて検討することにより、これまでほとんど明らかにされていない、1950年代の人民代表大会の開催過程と、その時の中国における三権分立と党の関係、これによって導き出される政治体制、共産党の権力の強靱性と脆弱性の実態を実証的に明らかにしようとした。

具体的には、以下の点について分析・検証していくこととした。すなわち、(1)共産党はいかなる意志のもと、建国後わずか数年で新しい議会 = 人民代表大会を創設する必要があったのか。そこにおける国内・国際的要因とは何か。(2)各行政レベルの人民代表大会開催過程において、どのような選挙法のもと選挙が行われ、どのような人物が選出されていったのか。(3)人民代表大会ではどのようなことが議論され、どのような決議・条例が採択されたのか。(4)各行政レベルの人民代表大会によって選出された人民政府には、どのような人物が選出され、またどのような政治構造であったのか。

以上の4点を検討することによって、共産党の正統性の調達がどのように行われ、またこれによってどのように権力を掌握していったのか。最終的に完成された政治体制はどのような傾向を有していたのか。共産党の権力は1949年時点より強化されたのか。そして、後の権威主義化にどのように活用されていったのかについて検討しようとした。

3. 研究の方法

以上のような研究上の目的を達成するために、本研究は主に、中国語の一次・二次史料の収集・翻訳・整理・解析作業と、先行研究の整理と問題点の洗い出し、さらには政治学文献の精読とこれに基づく理論の緻密化が中心となる予定であった。さらに以上の作業を踏まえた上で、中国共産党によって開催された人民代表大会開催過程について事例研究を積み重ねつつ、1940年代末の人民代表会議との比較研究を行い、最終的に分析枠組みの構築と、時代間比較を行う予定であった。

4. 研究成果

申請者はまず平成30年に、「歴史的視点から見た中国共産党第19回全国代表大会・第13期全国人民代表大会」(『歴史学研究』第975号、2018年10月、27-32、66頁)と題する研究成果を発表した。これは中国共産党第19回全国代表大会・第13期全国人民代表大会について、メディアの報道から距離を取り、歴史的視点から、むしろ「変わらないもの」に注目しつつ論じたものである。すなわち、習近平時代に入ったことにより、権力が強化されたというよりは、すでにそうした制度的担保は存在していたということを明らかにした。しかも、強権化してきたと言われる習近平でさえ、中国共産党の権限の重要な改正を含む憲法改正や、人事案については必ず全国人民代表大会の議を経て初めて成立させたということ、すなわち習近平ですら「正当性」の調達にこだわり、一応全人代を通過させて政策を執行しているということは、改めて注目すべき事項として指摘した。

次に、平成31年(令和元年)には「陝甘寧辺区参議会」についての研究に着手した。すなわち、中央大学政策文化総合研究所研究会において「第1期陝甘寧辺区参議会の研究」(2019年3月22日(金)於、中央大学)と題する研究発表を行い、これをさらに加筆修正して、〔共著〕「第1期陝甘寧辺区参議会の研究 民主主義と自由主義をめぐる」(土田哲夫・子安加余子編『近現代中国と世界』中央大学出版部、2020年、161-186頁)を刊行した。この研究では、陝甘寧辺区第1期参議会を対象に、同参議会開催までにおける中国共産党幹部の議論と、さらに選挙結果と実際に採択された条例を手掛かりに、中国共産党が根拠地においてどのような政治体制を構想し、また実際に構築したのかを検討した。研究の結果、中央の中国共産党幹部は、参議会開催前においては、ソヴィエト制度からの脱却を目指し、「ブルジョア的民主主義」を一部認め、多層的間接民主ではない直接選挙を肯定していたこと、さらに、権力の分立や「共和制」を取り入

れることも示唆していたこと、ゆえに中国共産党政権地域における選挙・議会制度上の別の選択肢の可能性があったことを明らかにした。ただし、現地の中国共産党幹部はソヴィエト制度からは完全に脱却できず、特に現地の指導権については譲らなかったため、結果的に従来通りの解釈と方法で選挙を行った。その要因としては、中国共産党にとっては選挙と議会は、あくまで利害調整、名目的合意形成、利益誘導による正統性・支持の調達、そして最終的には動員のための手段であったこと、つまり中国共産党は選挙と議会を経ることによって権威主義体制をむしろ強化しようとしたため、そもそも限界があったことを指摘した。

さらに、令和2年には中国現代史研究会の招待に基づき、「近現代中国における『制度』」と題するシンポジウムにおいて「中華人民共和国の政治制度：創立期、「人民代表会議」制度を中心に」と題する研究成果の発表を行った(2020年3月21日(土)中国現代史研究会2020年総会・研究集会(於、谷岡学園梅田サテライトオフィス)シンポジウム「近現代中国における『制度』」)。この発表は後に加筆修正の上、「中華人民共和国の政治制度 創立期、「人民代表会議」制度を中心に(特集：近現代中国における「制度」)」「(『現代中国研究』第46号2021年3月)として掲載された。本研究は「人民代表会議」制度を中心として、これまで史料を紐解き積み重ねてきた事実をもとに、なぜ、どんな議論を経て、どんな制度が出来上がっていったのか、それらがどんな効果をもたらした可能性があるのかを検証した。これにより本来の制度がどのようなものだったかを理解した上で、それに対して習近平が実際に手を付けているのかという点について検証した。これにより、同制度の「経路依存」が引き続き働いていることを明らかにし、さらにその経路には社会主義的解釈による「理念」に基づいていたことを歴史的淵源からも明らかにした。

その他、申請者は依頼に基づき、「〔書評〕中国の議会専制の系譜を追う」(『東方』第465号、2019年11月)と題し、金子肇の『近代中国の国会と憲政 議会専制の系譜』(有志舎、2019年)の書評を行った。これにより、中国の近現代に通底する議会に関する「議会専制」の系譜について理解を深めることができた。

さらに同じく招待に基づき、「中国近現代政治史の中の「人民代表会議」制度研究」(2020年6月1日(月)慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス中国政治研究ワークショップ 於、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス・オンライン)という講演を行った。これは過去の申請者の研究史をたどりながら、いかにして自分の研究テーマを重要なテーマとして位置づけてきたかについて紹介したものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 杜崎群傑	4. 巻 第465号
2. 論文標題 〔書評〕中国の議会専制の系譜を追う（金子肇『近代中国の国会と憲政 議会専制の系譜』有志舎、2019年）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東方	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小野泰教・杜崎群傑	4. 巻 第127編第5号
2. 論文標題 「2017年の歴史学会 回顧と展望（中国近現代）」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 235 - 253
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 杜崎群傑	4. 巻 第975号
2. 論文標題 歴史的視点から見た中国共産党第19回全国代表大会・第13期全国人民代表大会	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 27 - 32、66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 杜崎群傑	4. 巻 第46号
2. 論文標題 「中華人民共和国の政治制度 創立期、「人民代表会議」制度を中心に（特集：近現代中国における「制度」）」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代中国研究	6. 最初と最後の頁 3-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 杜崎群傑
2. 発表標題 「中華人民共和国の政治制度：創立期、「人民代表会議」制度を中心に」
3. 学会等名 中国現代史研究会2020年総会・研究集会（シンポジウム「近現代中国における『制度』」）（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 杜崎群傑〔共著〕	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央大学出版部	5. 総ページ数 460
3. 書名 土田哲夫・子安加余子編『近現代中国と世界』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------